

- 1 会議名 議会運営委員会
- 2 日 時 令和 7 年 8 月 7 日（木）
開会 午前 1 0 時
閉会 午前 1 1 時 5 1 分
- 3 場 所 正・副議長応接室
- 4 出席委員 （委員長）梅村均、（副委員長）伊藤隆信
（委 員）鬼頭博和、木村冬樹
- 5 欠席委員 なし
- 6 出席議員 須藤智子議長、谷平敬子副議長、水野忠三議員、塚崎海緒議員
- 7 執行機関出席者 会計管理者兼会計管財課長 若森豊子、同統括主査 三輪
愛
- 8 事務局 議会事務局長 丹羽至、同主幹 田島勝己
- 9 梅村委員長あいさつ
- 1 0 議長あいさつ
- 1 1 協議事項

（1）決算証書類審査について

会計管理者兼会計管財課長：今年の決算証書類審査は、会計管財課から提出したデータをクラウド上で管理して、タブレット端末、パソコン等で見ることをお聞きしたので、2点ほどお願いしたい。クラウドで行うということは自宅でも閲覧できることになるが、そもそも決算証書類審査は日にちを決めて委員会室で閲覧していただいていたため、資料を外部へ持ち出すことに疑問がある。ファイルをダウンロードしたりプリントアウトしたりすることで第三者の目に触れてしまうおそれもあり不安に思っている。しかし、クラウドで行うことは決定したということであるので、何点かお願いをして、間違いが起こらないようにやっていきたいと思っている。1点目に、クラウドで行い、外部にも資料を持ち出すことを想定しているのであれば、議会から会計管財課に資料要求のように資料の請求について議長名文書で提出していただきたい。クラウドで行うが閲覧は市役所内のみで行うということであっても、ダウンロードやプリントアウトはできない設定をしていただきたい。そのような設定はできると議会事務局長からお聞きしている。2点目として、データがクラウド上にある期間については、証書類審査の2日間に限定してほしい。以上について証書類審査までにご検討いただければと思っている。

梅村委員長：先日の議会基本条例推進協議会で所管課の不安も勘案して協議したが、タブレット導入のメリットを最大限生かすためにクラウドで行う

ことに決定した。その結果を受けた懸念点について再度受け止めさせていただいた。委員から質問や意見等あればお願いする。

木村委員：昨年度は市役所 7 階の委員会室での閲覧のみであった。自分は市役所で閲覧する。

梅村委員長：クラウドで行うのであれば証書類審査の際に市役所に来なくてもよいと思ったが、従来市役所で行っていたものなので、市役所に来ることには抵抗ない。後々には、より便利な使い方ができればいいと思うが、今回についてはいかがするか。受け取ったデータを 2 日間経過したら消すというところは今までどおりである。

木村委員：ICT チームは何か言っているか。

梅村委員長：ICT チームはまだ知らない。閲覧は市役所のみとし、ダウンロードやプリントアウトはしない制限をかけてクラウドに掲載し、市役所で 2 日間見る方法で一度様子を見たらどうか。

会計管理者兼会計管財課長：黒塗りはしているが、もし出回ってしまったときに、なぜ出回ったのかということになる。そうなると皆さんが嫌な思いをしてしまうため、防げることは防ぎたい。

水野議員：クラウド上に掲載されると請求者以外も見られるのか。

梅村委員長：まだ決まっていない。基本的には本人しか見られない。制限をかけるのであれば、誰でも見られるようにしないほうがよいかもしれない。

水野議員：そうすると、複数議員が同じ資料を請求した場合、所管課の手間が増えるのではないか。

梅村委員長：それは作業の手間のみなのであまり変わらないと思う。今までもあったと思う。

木村委員：昨年度と同じやり方で基本的に行い、どうしても持ち出す場合は資料要求するということではよいのではないか。

梅村委員長：今年は外部で閲覧できないよう制限をかけ、2 日間でデータを削除することとする。この場合に請求の鑑文は必要か。

会計管理者兼会計管財課長：市役所内のみの閲覧であれば不要である。

梅村委員長：クラウドに掲載するのであれば全員で共有できるようにすることもできるがいかか。今までは自分のものしか見られなかった。共有したいという希望が特になければ従来通り個々での閲覧としてよいか。

須藤議長：このことは全員に知らせないといけない。会派に属さない議員へも伝わるように明日のタブレット講習会で伝えるか。

梅村委員長：共有するかどうかの話はまだどこにも出していない。共有すると議会力としては上がると思う。ただ、自分の考えがあって質問している

はずなので、資料を共有することに抵抗がある人がいるのであればやめたほうがよい。もう少し様子を見たほうがよいかもしれない。今までどおり個人での閲覧にしてもらったほうがよいと思う。

議会事務局長：会派に属さない議員への連絡は、明日のＩＣＴチームで話し合っていていただき、20日の議会基本条例推進協議会のＩＣＴチームからの報告で情報共有していただければよいと思う。

（２）岩倉市議会セキュリティポリシーについて

梅村委員長：ＩＣＴチームが検討する内容ではあるが、９月から開始するに当たって、とりわけ何かあれば意見をいただきたい。内容を見ると現状行っていないこともある。また、会派に属さない議員もいるため、内容を見直ししていかなければならないと思う。

木村委員：何か事務局で気になるところはあるか。

議会事務局長：５月２日の議会運営委員会で説明したが、令和８年４月１日までに策定するように言われているサイバーセキュリティ関係の方針との関係もあると思っている。市も同様に策定の必要があるため、市の状況を見ながら議会のセキュリティポリシーについても考えていく必要がある。ＩＣＴチームで一定考えることもあるが、そういったサイバーセキュリティの方針の中に今あるような内容のことが書かれていれば改めて改正する必要もないため、もう少し様子を見たほうがよいと思っている。

木村委員：国の法律との関係で期限はあるのか。

議会事務局長：地方自治法で令和８年４月１日までに方針を定めて実施することが義務付けられている。

木村委員：それも含めて検討が必要だと委員長から言ってほしい。会派の関係についても考えた方がよい。各会派のことが規定されているところは、全議員がという形にこれからはなってくると思う。

（２）岩倉市議会電子情報システムの管理及び運営に関する規程について

梅村委員長：こちらも同様だが何か気になる点があればお願いします。こちらでも会派関係の規定がある。第５条の禁止事項についてもこのままでよいのかどうか。第７条のウイルス検査について、どのように行っているのか。こちらでも併せて検討が必要という認識である。ＩＣＴチームで検討してほしい。

議会事務局長：全国でこのような名称の規程があるのは岩倉市を含めて４団体のみであった。岩倉市議会、岩倉市、愛北広域事務組合及びえりも町で

ある。そのため、そもそも必要かどうか。ＩＣＴチームが検討している使用基準で規定されれば重複して規定する必要もないため廃止も考えられる。
須藤議長：パソコンやタブレットの情報システム使用届出はきちんとされているか。

議会事務局長：議会の Wi-Fi は届出しないと使用できないようになっている。

梅村委員長：この後の申合せ事項にも届出書があり、両方やっていたのかどうか。数年前に統一したほうがよいのではと言われたこともあった。

（３）議場内パソコン等の使用に係る申合せ事項について

梅村委員長：届出書の整理も必要である。使用が本会議の質疑に限定されているため、一般質問の際はどうかというところもある。市職員のパソコンも準用することになっているが議長に届出しているのか。そのあたりも整理が必要である。

木村委員：全体として、会派という概念を全議員に変えていかなければならないことと、国の法律を含めたものにしていかないといけない。重複している届出書や文言も整理していったほうがよいと思う。

梅村委員長：ＩＣＴチームに伝え、ＩＣＴチームで検討していただきたい。

水野議員：申合せ事項の最後に「問題が生じた場合は、その都度情報セキュリティ会議を開催し、決定する。」と書いてある。決定するのは情報セキュリティ会議になるのか。

梅村委員長：ＩＣＴチームで見直しに間に合わず現行のままの場合、この内容に関係する問題が起きれば情報セキュリティ会議を行わないといけない。

水野議員：この申合せ事項を変える場合も情報セキュリティ会議で決定するのではないか。

議会事務局長：情報セキュリティポリシーの第２章の３（５）の中で誰が誰を招集して会議を開くことができるか規定がある。議会運営委員会の委員長が招集することは決まっている。

梅村委員長：情報システム管理者が各会派で任命されておらず決まっていない。

木村委員：会派に属さない議員はどうするのか。全体で話し合うか。

水野議員：便宜上、議会運営委員会が情報システム管理者を兼任し、議会運営委員会の委員で情報セキュリティ会議を行ってはいかがか。

木村委員：自分は全員で行いたい。

梅村委員長：そのような課題がある。国のサイバーセキュリティ方針に合わせてやっていく。

(4) その他

(議会ペーパーレス化に伴う一般質問の補足資料について)

梅村委員長：今まで紙資料を議場に配付していたが、議員と職員には電子で配付されるようになる。傍聴者は引き続き紙資料となるが、紙資料を何部用意すればよいか。また、傍聴者や自宅でライブ配信を見る人が一般質問の際に資料をウェブ上で見られるとよいため、早めに資料を提出してもらえないか協議したい。現在の提出期限は前日の午後5時までとしているが、2日前の午後5時に早めるのはいかがか。

須藤議長：もっと早めてもよいのではないか。

梅村委員長：あまり早めると作業の負担もある。

伊藤副委員長：モニターに映す写真資料も同じか。

梅村委員長：同じである。今までモニター資料も前日5時までに議長の許可を得ていた。

議会事務局長：モニターに映すのみの資料に関しては議長の確認のみで特に期限はなかった。モニターに映すのみの資料は特に急ぐ必要はない。

梅村委員長：モニターのみの資料も前日午後5時までに確認はしておかなければならないと思う。モニターのみの資料は従来通り前日5時までとするか。それは複雑にならないか。

議会事務局長：実物を議場で見せる場合も前日までという決まりはなかったと思う。もちろんであれば早いほうがよいと思う。

梅村委員長：直前に確認をとるのは議長も困るのではないか。モニター利用のみの場合と、実物を議場で見せる場合に関しては前日の午後5時までに議長の確認をとることとする。確認が当日になってしまった場合は議長の裁量で判断する。配布する一般質問補足資料については議会事務局の作業時間が必要であるため2日前の午後5時までに事務局に提出することとする。

議会事務局長：今回は土日も挟むため締め切りが早くなるがよろしく願います。

梅村委員長：紙資料について、傍聴者用を20部とすることでいかがか。

議会事務局主幹：午前と午後で分けて配布していたが、傍聴者が多く資料が足りなくなった事例もあった。余ることのほうが多い。

木村委員：20部でよいのではないか。

須藤議長：足りなくなった場合はどうしているのか。

議会事務局主幹：隣の人同士で見てもらう等している。

議会事務局長：20 部で状況を見て、足りないようであれば増やしていけばよいかと思う。

梅村委員長：紙資料は 20 部とする。

議会事務局長：ホームページへの資料の公開時期について、あまり早く公開してもいけないと考えており、開会時刻の 10 分から 15 分前を考えている。その日一般質問を行う人全員分を公開する予定である。この資料公開により職員用資料のペーパーレス化も行う。

梅村委員長：10 分程度前の公開でよいと思う。

議長への資料確認もオンラインでやりとり可能になれば助かると思う。

1 2 その他

（市議会サポーターの声の回答について）

梅村委員長：厚生・文教常任委員会から回答案が届いた。議会運営員会で回答を確定させる。言い回しについては従来の回答に合わせ、簡潔にしたい。案を申し上げると、まず上から 4 行は削除し、“愛知県のウェブサイト「食料、生活必需品等の備蓄」に関する情報がまとめられており、「愛知県の備蓄状況」や「市町村の備蓄物資」などのご確認いただけます。また、岩倉市のウェブサイトでは「災害に備えて『なにを？どのくらい？』備蓄すればよいか」についてや、「地震について」のページには「岩倉市地震防災ガイドブック」も掲載されております。”としてはいかがか。

木村委員：最後の 3 行も必要ないのでは。

梅村委員長：必要ない。削除する。

・梅村委員長の修正案のとおり修正し回答することと決した。

（塚崎議員からの申し入れについて）

須藤議長：塚崎議員から議長あてに申し入れの提出があり、議会運営委員会に諮り協議してほしいとのことなので資料を配付する。塚崎議員から説明をお願いする。

塚崎議員：資料に基づき説明

梅村委員長：議長の諮問でありこの委員会で答えられることであれば答えたい。

木村委員：委員会協議会は公務である。会議規則に載っている。欠席するには相当な理由が必要だと思う。

須藤議長：調整の際に委員長に出席できない旨を言っていたがその日が協議会の日になってしまったので、調整が上手くいってないのではないか。

水野議員：6月23日の厚生・文教常任委員会協議会のことと思う。事前に欠席の連絡はいただいていたが、やむを得ない事情としか聞いていない。欠席するが、その日で構わないと言われた。また、オンラインで出席されたが、制度としてまだ正式に認められていないため会議録上は欠席となっている。ほかの事案とは性質が異なると思っている。

梅村委員長：オンライン参加すれば欠席扱いでもよいのかという話になってしまってもいけない。会議規則に欠席できる理由が載っており、会議規則の中に協議会も位置づけられているため協議会は公務であり、協議会を欠席する際もその欠席理由にのっとったものが理由となるという認識である。

水野議員：やむを得ない事由ということで許可した。

木村委員：協議会は公務だということでそれ相当の理由でなければ欠席できないということを全議員で意思統一しないといけない。期数の短い議員はそれをよく理解していないことがある。

須藤議長：視察対応の欠席理由について聞いたところ、自分の仕事があるためとのことだったので、議会对応を優先してほしいと伝えた。公務ではないが。

木村委員：視察対応はよいのでは。

梅村委員長：視察対応については正副議長のみで日程調整するためやむを得ないと思う。

木村委員：視察対応で仕事による欠席を注意されるのはあり得ないと自分は思う。政治活動や選挙応援、党の活動等で欠席した議員はいる。公務と位置づけされているものは優先しないといけないが、視察対応はあくまで任意参加であるので、色々な理由で欠席することはありうると思っている。

塚崎議員：サポーターとの意見交換会や商工会との意見交換会については議員として出席すべきだと思うが、公務に当たるかどうか分からない。

梅村委員長：厳密にいうと議会報告会や意見交換会は公務に当たらない。

木村委員：当たらないが、原則として出席をお願いしている。

梅村委員長：だからこそ事前に全員が出席できる日程を調整して出席してもらうことが必要。

木村委員：2日に分けてどちらかに出席するように調整しているので、それは対応してもらったほうがよいと思う。

梅村委員長：明文化されているのは会議規則である。

塚崎議員：委員会と本会議は位置付けられているが協議会は位置づけられていないのでは。

議会事務局長：会議規則の第122条に明記されている。もともと地方自治法

第 100 条第 12 項の規定に基づくものである。

塚崎議員：勘違いしていた。

木村委員：地方自治法の改正があり、公務災害等にも対応できるようにきちんとした位置づけが必要であるということでここに明記した経過がある。

梅村委員長：欠席事由の最後にある「その他のやむを得ない事由」が曖昧ではある。これを認めるかどうか。

木村委員：協議会であろうとも欠席理由は委員長がきちんと聞いて、該当しないのであれば予定を変更してもらうか、日程の調整を改めて行うしかない。やむを得ない事由という曖昧な理由のみ聞いて許可してはいけないということだと思う。

梅村委員長：そのとおり。

塚崎議員：育児、介護、仕事等、様々な議員がいるため、欠席しづらくなるようにはしてほしくない。もっと休めるようにしていったほうがよいと思う。やむを得ない事由の基準が分かりにくい。本人にとってはやむを得ないのかもしれないが。

木村委員：病気や育児、介護、看護ではなく、仕事であるならば日程調整をとことんすべきである。

梅村委員長：どうしてもその日程でしかできないということであれば、その議員には申し訳ないがその日程で開催するということを事前に決めておいて休んでもらう。しかしもう少しどのような欠席理由か聞いておかないといけない。

議会事務局長：委員会の欠席事由については会議規則第 78 条第 2 項に規定されているが、これはあくまで委員会についてである。協議会については同じく 122 条にしか記載がなく、ここにはないことについては議長が定めることになっている。通常考えれば委員会の欠席事由を協議会でも準用して運用するものかと考える。

水野議員：注意する場合、誰が注意するのか。個人の行政視察を優先して委員会を欠席した事例の際は、誰から注意を行ったか。委員会の場ではなかったと思う。

議会事務局長：議会基本条例検証特別委員会の日程が決定している中で、行政視察に行くために欠席した議員がいた。その際の特別委員会委員長に相談しながら検討したが、結果的に本人は欠席した。その際は議長から注意を行った。

鬼頭委員：自分が委員長であった。欠席は難しいという話を自分からも議長からもしたが、結果的には欠席した。

水野議員：この事案については委員長が注意したわけではない。委員長が終わった後で注意するのは、公平性から見てどうかと思う。注意についての対応も統一すべきではないか。委員長は対応したのであるので、それについて問題があるのであればその上の議長から注意するのでは。

木村委員：委員長から注意すべきとはどこにも書いていないし、そのような発言もあったか。

塚崎議員：同じことをしても注意される人と注意されない人がいるのはよくないと思っている。不満が出てきてしまう。

梅村委員長：ここ数年、議会基本条例推進協議会は早く終わらなければいけないという雰囲気がある。年によって課題があればしっかりやらなければならないと思う。

塚崎議員：長くできないのであれば回数を増やして、できるだけ色々なことをできるようにしていきたい。

須藤議長：早く帰りたい場合は先に言ってもらえばよいが、言わずに帰る人がいると困る。

木村委員：資料の1番目は当たり前のことなので再度徹底する。2番目は欠席の場合の理由は明文化された理由を基本として考えるため、それ以外の理由については各議員が改めて気を付けつつ、それでもどうしてもということであれば日程調整する。3番目は協議会が既に公務として位置づけられているので問題ない。4番目は、過度なやじであれば委員長が発言を注意する。

梅村委員長：会議の長がきちんと発言を整理するところだと思う。

木村委員：ハラスメント研修は年に1回程度実施していつてはどうか。ハラスメント防止条例は要検討である。

塚崎議員：ハラスメントがない議会であればつくる必要もない。

須藤議長：事件があればつくらないといけない。

梅村委員長：単独の条例ではなくても、議員間のことであれば議会基本条例や政治倫理条例に入れることも考えられる。

水野議員：ハラスメント防止は大事だと思うが、ハラスメントハラスメントというハラスメントというものもある。過度なハラスメント主張がありうることも考えないといけない。

梅村委員長：素案をつくって持ち込んでもらえれば動けるかもしれない。現状、ほかにも取り組むことが多く、ハラスメント条例が優先される状況ではない。

塚崎議員：自分もそこまで深刻な状況ではないと思っている。ハラスメント

のコンプライアンス意識も現在過渡期であり、つくってしまうとどんどん改正をしていかなければならない。

議会事務局長：議会のハラスメント防止条例については、議員同士、議員と職員、市民と議員等、いろいろなケースがある。

木村委員：１点目、２点目については厳格に行う。３点目については既に公務である。色々な言動については会議の長がきちんと管理する。条例については要検討。研修については毎年やっていく方向でよいのではないか。

須藤議長：今のとおりでどうか。

木村委員：文書提出なので、文書回答したほうがよいか。

塚崎議員：聞き置いていただいてもよい。

木村委員：意見を真摯に受け止めて今後の対応に生かしていくというような形でよいのではないか。

須藤議長：受け止めた。

１２ その他

（キャリアアップ研修について）

議会事務局主幹：一昨年と昨年も行ったが、岩倉市で行うキャリアアップ研修の中で議会に関する研修を行っている。今年度は１７名の職員が参加し、９月定例会中に本会議と委員会を傍聴する。委員会は場所の確保の関係で財務常任委員会のみ受け入れることとし、第１委員会室で傍聴してもらう。御承知おきいただきたい。

（全国市議会議長会特別委員会について）

議会事務局長：令和８年度は「上下水道の老朽化・防災対策に関する特別委員会」が設置される予定である。毎年参加を希望してきたが、令和８年度は本市議会が愛知県市議会議長会の副会長市に該当することもあり、先日議長と相談し、今回は参加を希望しないこととした。議会運営委員会から何か意見があれば願います。

梅村委員長：議会運営委員会としては特に意見はない。